

入札に参加される業者の皆様へ

平成22年3月3日

上下水道局企業総務課

物品購入等における一般競争入札の入札回数変更について

現在、「一般競争入札」については入札回数を「1回」としていましたが、平成22年3月3日以降に公告する案件から(平成21年度予算執行分を除く)運用を下記のとおり変更しましたので、ご了解のうえ入札に参加してください。

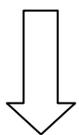
記

1 入札回数変更について

入札の執行回数は2回とし、落札候補者が決定しないときは、予定価格超過者のうち有効かつ最低価格で入札した者と随意契約へ移行することができるものとします。なお、見積回数は、最大3回までとします。

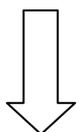
2 電子入札の場合の開札イメージ

開札1回目 (金曜日:第1週目)



予定価格超過者のうち、有効な入札者に対し、電子入札システム上で再入札の通知書が送信されます。

開札2回目 (例 金曜日9:00:第2週目)



予定価格超過者のうち、有効な最低入札者に対し電話にて随意契約移行の意思を確認します。

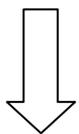
見積徴収1回目 (例 金曜日15:00:第2週目)

2回目以降は、見積金額等を勘案し実施の有無を決定します。

(電子入札システム上、開札日は「金曜日」とする必要があります。)

3 郵便入札の場合の開札イメージ

開札1回目 (金曜日:第1週目)



予定価格超過者のうち、有効な入札者に対し連絡します。

開札2回目及び随意契約による見積聴取 (例 次週火曜日)

来庁方式にて実施します。